



# 海洋汚染の現状

(平成27年1月～12月)



海上保安庁 警備救難部 環境防災課

## 目 次

はじめに	1
<b>I 海洋汚染の発生確認状況</b>	
1 物質別汚染確認件数の推移	1
2 海域別汚染確認件数	2
3 排出源別汚染確認件数	3
4 原因別汚染確認件数	3
5 外国船舶による海洋汚染等の状況	4
6 平成 27 年の汚染確認状況の特徴	4
<b>II 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況</b>	6
<b>III まとめ</b>	7
<b>★資料編</b>	
資料 1 物質別汚染確認件数（過去 10 年分）	8
資料 2 海域別汚染確認件数（過去 5 年分）	9
資料 3 排出源別汚染確認件数（過去 5 年分）	10
資料 4 原因別汚染（排出源不明のものを除く）確認件数（過去 5 年分）	11
資料 5 外国船舶による海洋汚染等の状況（過去 5 年分）	12

## はじめに

海上保安庁では、海洋環境を保全するため、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、巡視船艇や航空機により我が国周辺海域における油、廃棄物、有害液体物質等による海洋汚染の監視取締りを実施するとともに、海上保安協力員等の民間ボランティア、一般市民からの緊急通報用電話番号「118番」による通報等を基に調査を行うことで、海洋汚染の実態を把握し、効果的な海洋環境保全対策に努めています。

また、海洋汚染を未然に防止するため、海事・漁業関係者に向けた取組みや海洋環境保全思想の普及を図るための一般市民に向けた取組みも実施しています。本書は、これらの活動についてとりまとめたものです。

## I 海洋汚染の発生確認状況

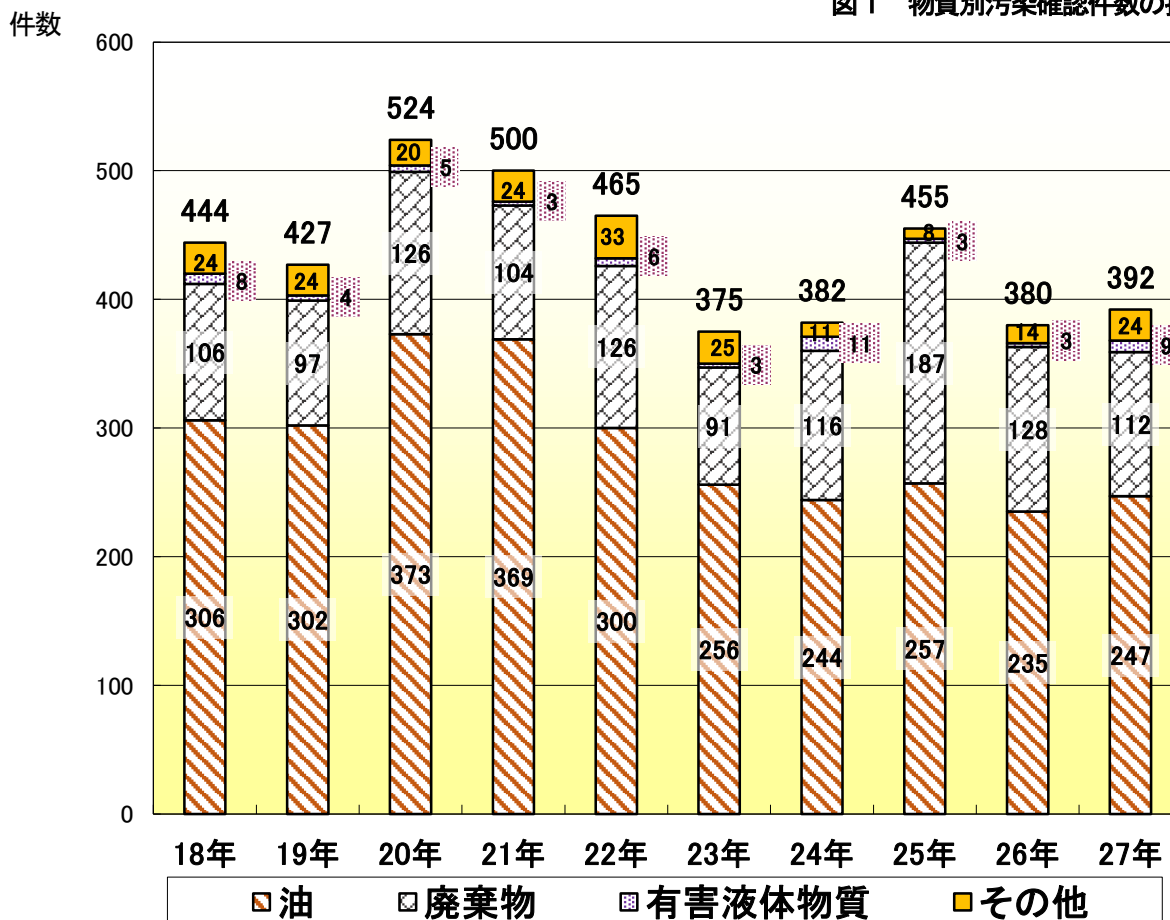
### ～確認した海洋汚染の件数が昨年比 12 件増加～

#### 1 物質別汚染確認件数の推移（図1、資料1参照）

平成 27 年に我が国周辺海域において海上保安庁が確認した海洋汚染の件数（以下「汚染確認件数」という。）は 392 件で、前年（380 件）に比べ 12 件増加しています。

汚染物質別に見ると、油による汚染が 247 件で前年（235 件）に比べ 12 件増加、廃棄物による汚染が 112 件で前年（128 件）に比べ 16 件減少しています。

図1 物質別汚染確認件数の推移



## 2 海域別汚染確認件数（図2、図3、資料2参照）

海域別では、瀬戸内海沿岸が75件（前年58件）と最も多く、次いで日本海沿岸が61件（前年65件）、北海道沿岸が46件（前年48件）となっています。

物質別では、油による汚染が瀬戸内海で56件（前年46件）と最も多く、次いで日本海沿岸が40件（前年30件）、また、廃棄物による汚染が北海道沿岸で35件（前年29件）と最も多く、次いで本州東岸が27件（前年11件）と増加しています。

図2 海域別汚染確認件数（平成27年）

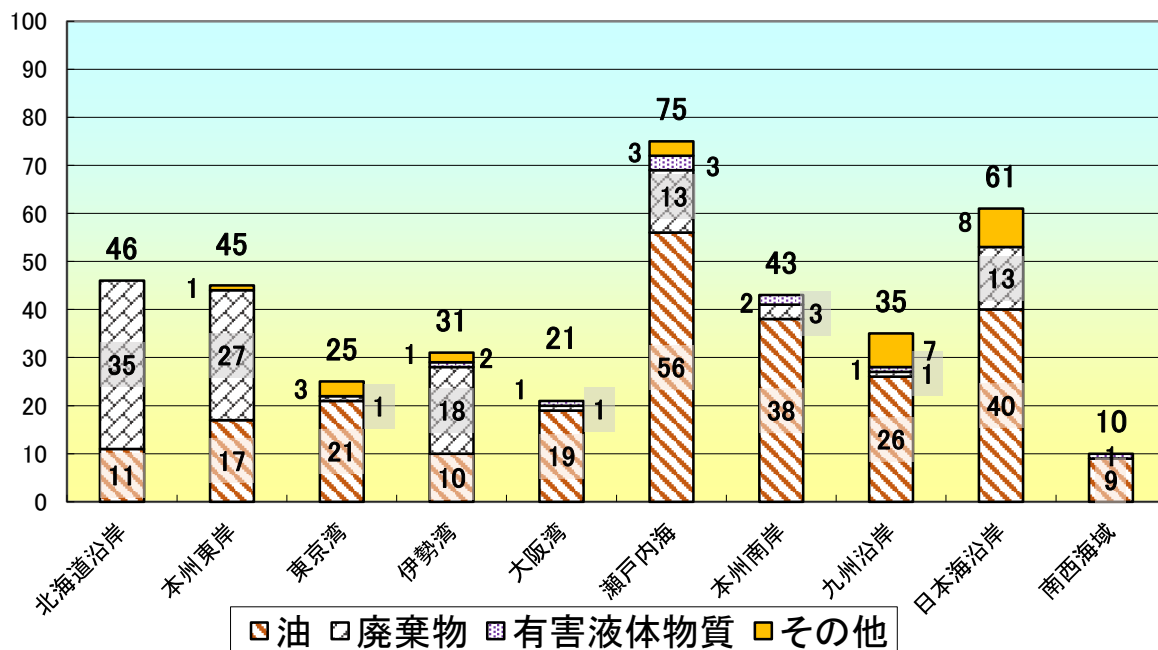
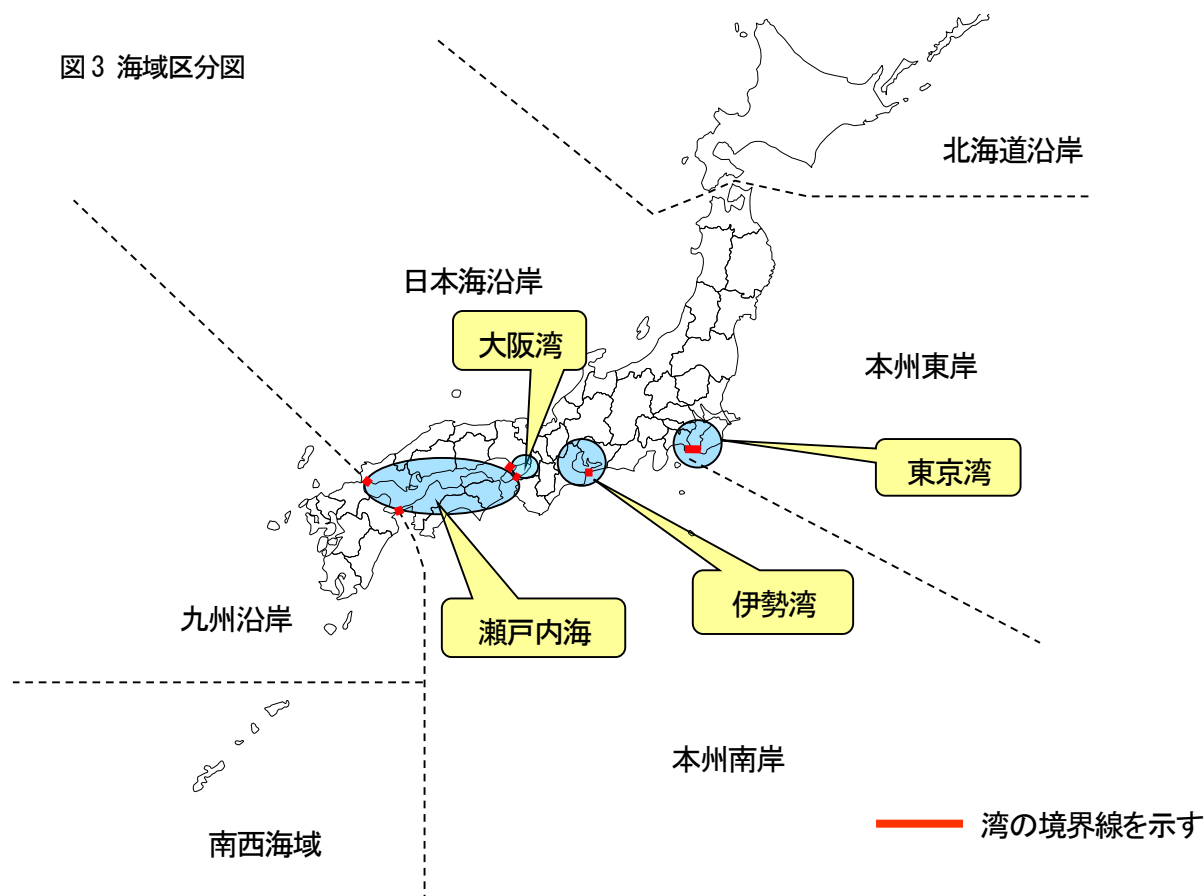


図3 海域区分図



### 3 排出源別汚染確認件数（図4、図5、資料3参照）

図4・図5は、「船舶」からの排出、「陸上」からの排出等、排出源別の汚染確認件数を表したものです。

油による汚染のうち、船舶からの排出が155件（前年146件）と最も多く、また、油以外のものによる汚染のうち、陸上からの排出が121件（前年119件）と最も多くなっており、121件のうち廃棄物の不法投棄が105件（前年109件）と多数を占めています。

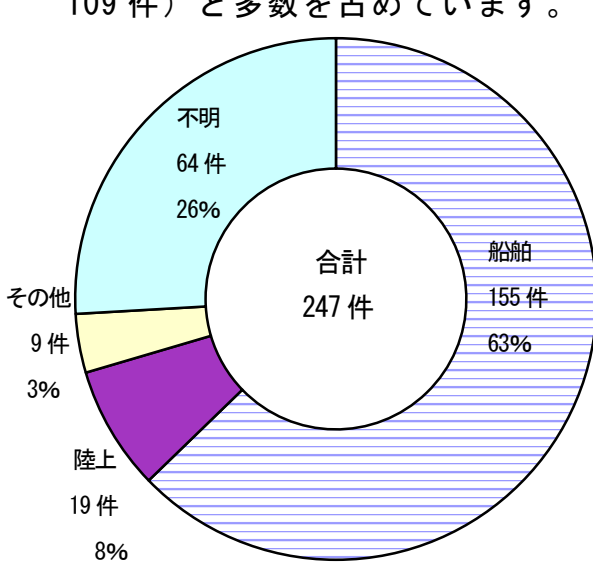


図4 油による汚染

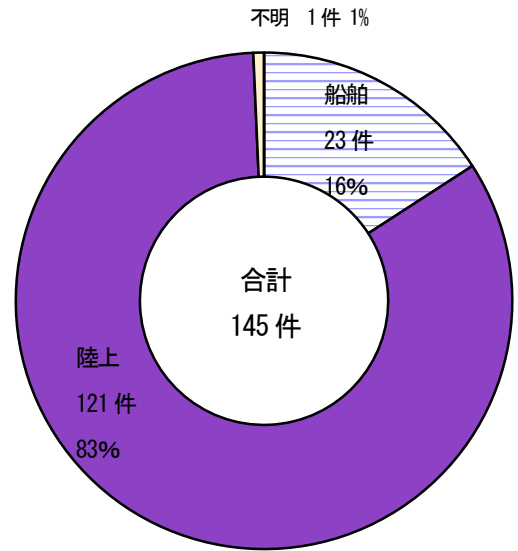


図5 油以外のものによる汚染

### 4 原因別汚染確認件数（図6、図7、資料4参照）

図6・図7は、汚染の原因となる「故意」・「取扱不注意」等の汚染確認件数を表したものです。

油による汚染の原因は、取扱不注意が74件（前年80件）と最も多く、次いで、海難が40件（前年35件）、故意が29件（前年17件）、破損等が24件（前年32件）となっています。

油以外のものによる汚染の原因では、故意が135件（前年142件）を占めています。

\* 排出源が判明したもののみを対象としている。

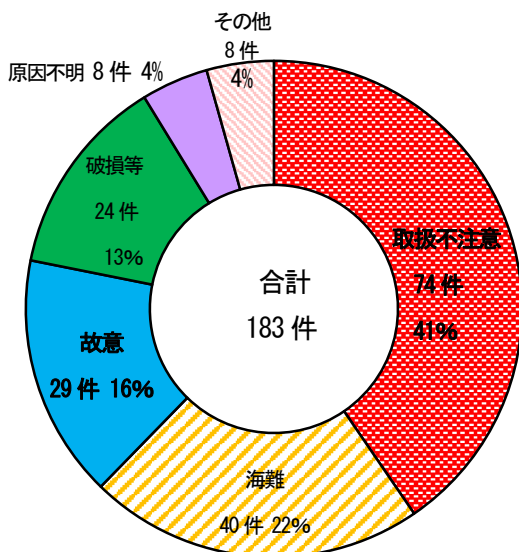


図6 油による汚染

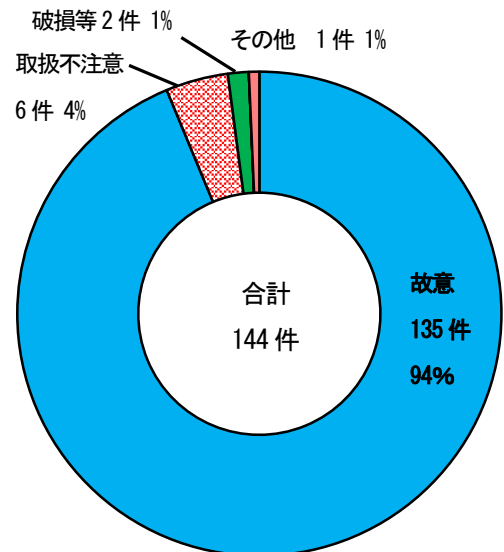


図7 油以外のものによる汚染

## 5 外国船舶による海洋汚染等の状況（図8、図9、資料5参照）

汚染確認件数 392 件のうち、外国船舶によるものは 14 件（前年と同数）でした。

物質別では、油による汚染が 11 件（前年 13 件）と多く、そのうち我が国領海内が 10 件（前年 12 件）、領海外（排他的経済水域又は公海）が 1 件（前年と同数）でした。

原因別では、取扱不注意が 5 件（前年 6 件）、故意 2 件（前年 1 件）と半数近くを占めています。

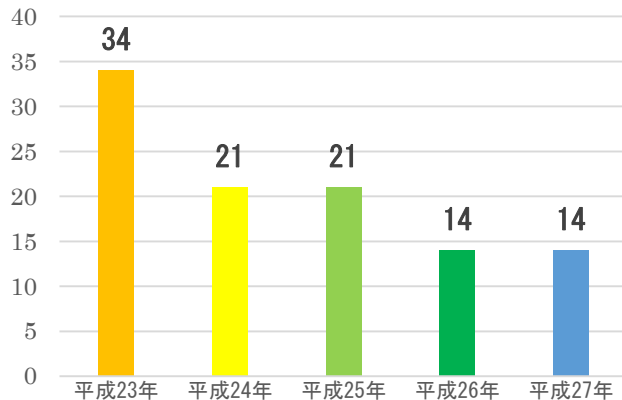


図8 外国船舶による汚染確認件数

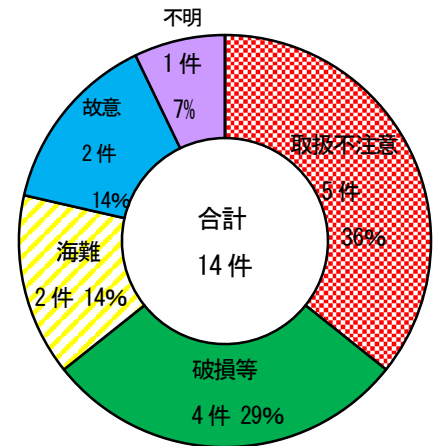


図9 外国船舶による原因別汚染確認件数

## 6 平成27年の汚染確認状況の特徴（図10、図11、図12参照）

汚染確認件数（排出源が判明したもの）を原因別に見ると、油による汚染 183 件のうち、取扱不注意が 74 件（41%）、故意が 29 件（16%）と半数以上を占め、また、廃棄物による汚染 112 件は全て故意によるもので、汚染確認件数 392 件のうち、これらを合わせた 215 件（55%）で過半数を占めている傾向に変化はなく、海洋汚染の大半が人為的要因により発生していることを示しています。

油による汚染（247 件）を排出源別に見ると、船舶からの排出が 155 件（前年 146）件と 63%を占め、そのうち漁船からの排出が 62 件（40%）、作業船が 30 件（19%）となっており、海事・漁業関係者が原因者となる汚染が目立ちます。

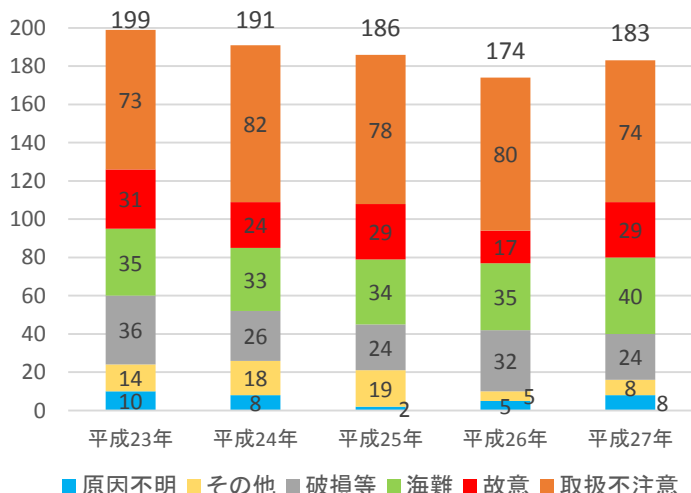


図10 原因別汚染確認件数（油による汚染）

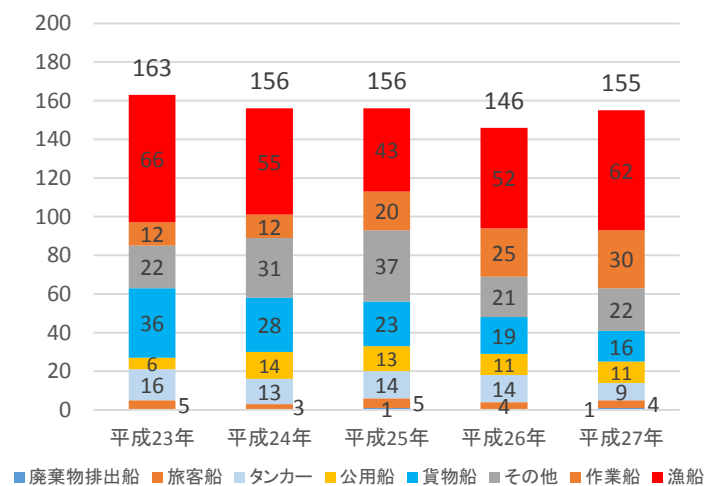


図11 排出源別汚染確認件数（船舶からの排出：油による汚染）



廃棄物による汚染（112件）を排出源別に見ると、船舶からの排出が7件（前年18件）、そのうち漁船からの不法投棄が2件（前年15件）と大きく減少しました。

しかしながら、陸上からの排出105件のうち、一般市民による不法投棄は53件（前年79件）、事業者による不法投棄が5件（前年17件）と減少したものの、漁業関係者による不法投棄が47件（昨年13件）と34件増加しており、漁業関係者による不法投棄が目立ちます。

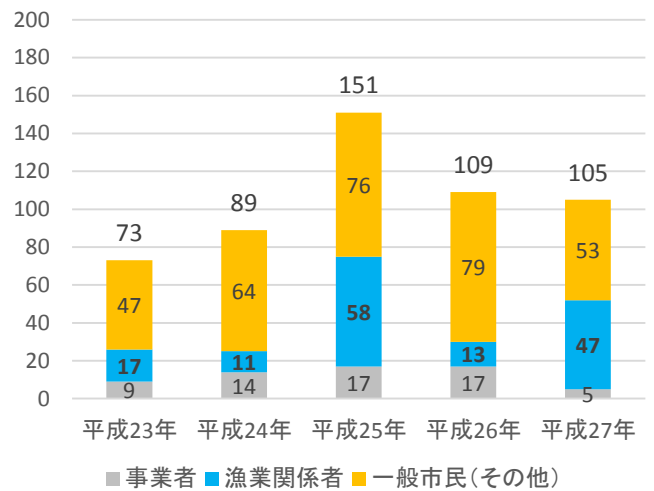


図12 排出源別汚染確認件数（陸上からの排出：廃棄物による汚染）

## ～海洋汚染事例～

### 1 燃料搭載中、バルブ操作を怠り燃料油が海上に流出

平成27年8月3日、横浜市金沢区所在の木材ふ頭に着岸中の貨物船が、油槽船から燃料油を搭載していたところ、作業等に当たっていた四等機関士がバルブ操作を怠ったため、貨物船甲板にある燃料タンク空気抜き管から燃料油が漏れ出し、海上に流出したもの。（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で検挙）



### 2 船舶同士の衝突により燃料油が海上に流出

平成27年10月17日、山口県下関市所在の六連島東の沖合いで、タンカー同士が衝突し、燃料油が海上に流出したもの。



### 3 漁業関係者による廃棄物の不法投棄

平成27年11月、宮城県石巻市雄勝町の海域で、殻付かきの出荷に伴い発生した残さ約503キログラムを海域に捨てたもの。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙）

## II 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況

### ～指導・啓発活動の着実な実施～

海洋汚染の大半が人為的要因により発生している現状であり、これを防止するためには、国民一人一人の海上環境関係法令の遵守励行と海洋環境保全思想の普及が必要不可欠です。

このため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会等による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室等の啓発活動を、ボランティアとも連携しつつ実施しています。平成27年における主な活動の実施状況は次のとおりです。

- 海洋環境保全講習会 148回（4,634名）
- 訪船指導 3,220隻
- 訪問指導 1,562ヶ所
- 海洋環境保全教室 401回（27,192名）

#### 1 海洋環境保全講習会の実施

海事・漁業関係者やマリンレジャー活動の関係者を対象に、海上環境関係法令や当庁の取組み、海洋汚染の現状等の情報提供を行うことで、同法令の遵守励行を促すとともに、海洋環境保全思想の普及を目的とした講習会を開催しています。



#### 2 訪船指導、訪問指導の実施

油による汚染の大半が、バルブ操作を誤る等の取扱不注意や故意であることから、漁船や作業船、貨物船に訪問し、また、各事業所を個別に訪問して、油類の排出防止のための技術的な指導、廃油・廃棄物の適正処理等について指導を行っています。



#### 3 海洋環境保全教室の実施

一般市民を対象とした海洋環境保全教室では、受講者が遵守すべき海上環境関係法令について、海上保安協力員等と協働し、漂着ゴミ分類調査、環境紙芝居の上演、簡易水質検査を織り交ぜるなど、創意工夫し分かり易く説明をすることで、受講者の年齢構成に応じた効率的、効果的な実施に努めています。





## ～未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクールの開催～

海上保安庁では、海洋環境保全啓発活動の一環として、「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」を開催しています。

今年で 16 回目を迎える本コンクールでは、全国の小中学生から 34,823 点の作品応募があり、特別賞（国土交通大臣賞）、海上保安庁長官賞及び海上保安協会会長賞を決定、作品の展示や各種イベント等で活用することで、広く海洋環境保全思想の普及を図っています。



特別賞（国土交通大臣賞）受賞作品



国土交通大臣による表彰



図画の展示による海洋環境保全思想の普及

### Ⅲ まとめ

平成 27 年の海洋汚染の現状は、汚染確認件数が微増となりましたが、全体として汚染確認件数や汚染の原因等は、昨年同様の傾向に推移しました。

このうち油による汚染は、依然として 6 割を超え、汚染の原因は取扱不注意や故意といった人為的要因が大半を占めています。

また、廃棄物による汚染は、昨年大きく減少した本州東岸で増加の傾向を示し、日本海沿岸では 3 年連続減少しています。汚染の原因として一般市民による廃棄物の不法投棄が減少した一方、漁業関係者による不法投棄が増加に転じています。

海上保安庁では、これまでの統計結果を生かし、汚染確認件数の 6 割を占める油による汚染の対策として、原因者となる海事・漁業関係者に対し、汚染の事例や海洋汚染の現状をより具体的に伝える海洋環境保全講習会、訪船指導及び訪問指導を実施しました。

また、廃棄物による汚染の多くが一般市民による不法投棄であったことから、メディアへの出演を含む海洋汚染防止に関する広報を積極的に行うとともに、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室を海上保安協力員等の民間ボランティアと協働して開催しました。

その効果の一例として、一般市民による不法投棄が減少し、国民の間に海洋環境保全思想が浸透しつつあることがうかがえます。

海上保安庁では今後も、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、地域における海洋汚染の現状を踏まえた海洋環境保全指導・啓発活動を実施し、海事・漁業関係者及び一般市民に対して海上環境関係法令の遵守励行を促すとともに、海洋環境保全思想の普及を図り、更なる海洋環境保全対策に取り組んでまいります。